様式１

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号の規定に基づく随意契約　　令和８年１月 28 日

発注見通し調書

担当部局：福祉局高齢者施策部介護保険課

Ｎｏ	物品又は役務の名称	数量	契約の締結を予定する時期	選定基準	納入場所等	契約担当部局 連絡先	備　考
1	令和８年度介護保険住宅改修費等適正給付事業	1	令和８年４月１日	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号に規定する障がい者施設関係のうち、福祉局長が公表する障がい者施設、又は同政令に規定するシルバー人材センターのうち福祉局長が公表する（公社）大阪市シルバー人材センター又は同政令に規定する母子・父子福祉団体等でこども青少年局長が公表する母子・父子福祉団体等、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（役務の提供）のうち、本案件（令和８年度介護保険住宅改修費等適正給付事業）の履行が可能なものを選定する。	本市指定場所	介護保険課 電話 6208－8137	

地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項 第 3号の規定に基づく随意契約

令和 8 年 1 月28日現在

発注見通し調書

担当部局：福祉局　保険年金課（医療助成）

番号	物品又は 役務の名称	数量	契約の締結を 予定する時期	選定基準	納入場所等	契約担当部局 連絡先	備考
1	大阪市医療助成費等償還事務センター清掃業務委託	1 式	令和8年4月	福祉局及びこども青少年局が公表する障がい者施設又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体等のリストに記載されたもののうち、本案件（大阪市医療助成費等償還事務センター清掃業務委託）の履行が可能なものを選定する。	大阪市医療助成費等償還事務センター（担当：吉田） 北区同心1-5-27	保険年金課 電話:6351-8212	

様式１

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号の規定に基づく随意契約　　令和８年１月 28 日

発注見通し調書

担当部局：福祉局高齢者施策部介護保険課

Ｎｏ	物品又は役務の名称	数量	契約の締結を予定する時期	選定基準	納入場所等	契約担当部局連絡先	備　考
1	令和８年度介護保険制度パンフレット点字版作成業務	235 冊	令和８年４月１日	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号に規定する障がい者施設関係のうち、福祉局長が公表する障がい者施設、又は同政令に規定するシルバー人材センターのうち福祉局長が公表する（公社）大阪市シルバー人材センター又は同政令に規定する母子・父子福祉団体等でこども青少年局長が公表する母子・父子福祉団体等、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（役務の提供）のうち、本案件（令和８年度介護保険制度パンフレット点字版作成業務）の履行が可能なものを選定する。	本市指定場所	介護保険課 電話 6208－8028	

様式１

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号の規定に基づく随意契約

令和８年１月 28 日

発注見通し調書

担当部局：福祉局生活福祉部地域福祉課

Ｎｏ	物品又は役務の名称	数量	契約の締結を予定する時期	選定基準	納入場所等	契約担当部局連絡先	備　考
1	令和８年度民生委員・児童委員に対する感謝状等毛筆筆耕業務委託（概算契約）	535 枚	令和８年４月１日	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号（以下「同政令」という）に規定する下記の①から④のいずれかのうち、本案件（筆耕）の履行が可能なもので、最も価格が安価な団体を選定する。 ① 同政令に規定する障がい者施設関係のうち福祉局長が公表する障がい者施設 ② 同政令に規定するシルバー人材センターのうち福祉局長が公表する（公社）大阪市シルバー人材センター ③ 同政令に規定する母子・父子福祉団体等でこども青少年局長が公表する母子・父子福祉団体等 ④ 同政令に規定する認定生活困窮者就労訓練事業のうち福祉局長が公表する施設	本市指定場所	大阪市福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：6208-7951	

様式１

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号の規定に基づく随意契約　　令和８年７月 28 日

発注見通し調書

担当部局：福祉局障がい者施策部障がい福祉課

Ｎｏ	物品又は役務の名称	数量	契約の締結を予定する時期	選定基準	納入場所等	契約担当部局連絡先	備　考
1	「―障がいのある方へ―福祉のあらまし（令和８年度版）」点字版作成業務委託	200 部	令和８年９月上旬	地方自治法施行令第 167 条の 2 第１項第３号に規定する障がい者施設関係のうち、福祉局長が公表する障がい者施設、又は同政令に規定するシルバー人材センターのうち福祉局長が公表する（公社）大阪市シルバー人材センター又は同政令に規定する母子・父子福祉団体等でこども青少年局長が公表する母子・父子福祉団体等、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（役務の提供）のうち、本案件の履行が可能なものを選定する。	〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20　６階 大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課	担当：大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課（企画グループ） 電話：06-6208-8071	

様式１

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号の規定に基づく随意契約　　令和８年８月 21 日

発注見通し調書

担当部局：福祉局障がい者施策部障がい福祉課

Ｎｏ	物品又は役務の名称	数量	契約の締結を予定する時期	選定基準	納入場所等	契約担当部局 連絡先	備　考
１	「大阪市障がい者支援計画・第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画」ほか１点　点字版作成業務委託	本編 80 部 概要版 80 部	令和８年 ９月下旬	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号に規定する障がい者施設関係のうち、福祉局長が公表する障がい者施設、又は同政令に規定するシルバー人材センターのうち福祉局長が公表する（公社）大阪市シルバー人材センター又は同政令に規定する母子・父子福祉団体等でこども青少年局長が公表する母子・父子福祉団体等、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（役務の提供）のうち、本案件（「大阪市障がい者支援計画・第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画」ほか１点　点字版作成業務委託）の履行が可能なものを選定する。	本市指定場所	障がい福祉課 （担当：藤田・丸山） 電話:6208－8071	

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号の規定に基づく随意契約　　令和８年８月 21 日現在

発注見通し調書

担当部局：福祉局障がい者施策部障がい福祉課

Ｎｏ	物品又は役務の名称	数量	契約の締結を予定する時期	選定基準	納入場所等	契約担当部局連絡先	備　考
1	令和８年大阪市生活のしづらさなどに関する調査業務委託	一式	令和８年９月末	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する障がい者施設関係のうち、福祉局長が公表する障がい者施設、又は同政令に規定するシルバー人材センターのうち福祉局長が公表する（公社）大阪市シルバー人材センター又は同政令に規定する母子・父子福祉団体等でこども青少年局長が公表する母子・父子福祉団体等、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（役務の提供）のうち、本案件（令和８年大阪市生活のしづらさなどに関する調査業務委託）の履行が可能なものを選定する。	本市指定場所	障がい福祉課 （担当:藤田・丸山） 電話:6208－8071	